カンボジア国王陛下
ポルトガル国大統領閣下
キューバ国国家評議会兼閣僚評議会議長閣下
パキスタン国大統領閣下
シリア国大統領閣下
アラブ首長国連邦大統領ハリーファ殿下
アメリカ合衆国大統領閣下
フィンランド国大統領閣下
スロバキア国大統領閣下
南アフリカ共和国大統領閣下
ハンガリー国大統領閣下
アルメニア国大統領閣下
スリランカ国大統領閣下
ザンビア国大統領閣下
ローマ法王台下
ブルガリア国大統領閣下
タイ国国王陛下
ハイチ国大統領閣下
オランダ国女王陛下
ウズベキスタン国大統領閣下
ドイツ国大統領閣下
ルーマニア国大統領閣下
ポーランド国大統領閣下
ブルネイ国国王陛下
ノルウェー国国王王妃両陛下
中華人民共和国主席閣下
ネパール国大統領閣下
スペイン国国王王妃両陛下
カタール国首長殿下
ボツワナ国大統領閣下
イタリア国大統領閣下
セルビア国大統領閣下
カザフスタン国大統領閣下
フランス国大統領閣下
イエメン国大統領閣下
スウェーデン国国王陛下
モロッコ国国王陛下
ウクライナ国大統領閣下
パラグアイ国大統領閣下
エストニア国大統領閣下
セネガル国大統領閣下
中央アフリカ国大統領閣下
ラオス国国家主席閣下
トルコ国大統領閣下
ヨルダン国国王陛下
マレーシア国国王陛下
アゼルバイジャン国大統領閣下
ラトビア国大統領閣下
ペルー国大統領閣下
リトアニア国大統領閣下
ベトナム国主席閣下
アルジェリア国大統領閣下
キプロス国大統領閣下
イラク国大統領閣下
トーゴ国大統領閣下
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国大統領閣下
アルバニア国大統領閣下
ナミビア国大統領閣下
セーシェル国大統領閣下
ドミニカ国大統領閣下
クウェート国首長殿下
モザンビーク国大統領閣下
カメルーン国大統領閣下
スロベニア国大統領閣下
コソボ国大統領代行閣下
アフガニスタン国大統領閣下
マルタ国大統領閣下
モーリタニア国大統領閣下
グルジア国大統領閣下
ブルキナファソ国大統領閣下
イラン国大統領閣下

御答電

天皇皇后両陛下から二月十八日ノルウェー国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、三月四日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

久慈川水系等に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の四第一項第三号の規定に基づく昭和四十六年五月一日関東地方建設局公示（久慈川水系等に係る指定区間外の一級河川に関する件）の一部を次のように改正し、平成二十三年三月二十五日から施行する。

平成二十三年三月十四日

関東地方整備局長　下保　修

荒川水系荒川の項中

区分	水系名	河川名	区域	自動車
変更（旧）	荒川	荒川	左岸　戸田市大字下笹目字早瀬四千九十八番地先の標柱一号から 左岸　上尾市大字西貝塚字南七百六十四番の八地先の標柱二号までの堤防の土地の区域（同右）	大型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車で総重量二千キログラム以上のもの
変更（新）	荒川	荒川	左岸　戸田市大字笹目字早瀬四千九十八番地先の標柱一号から上尾市大字西貝塚字南七百六十四番地先の堤防の土地の区域（同右）	同右
変更（旧）	荒川	荒川	右岸　河口から 右岸　板橋区新河岸三丁目二千四百四十三番の一地先の標柱二号までの堤防の土地の区域（同右）	大型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、自動二輪車、軽自動車、小型特殊自動車
変更（新）	荒川	荒川	右岸　河口から 右岸　板橋区新河岸三丁目二千四百四十三番の一地先の標柱二号までの堤防の土地の区域（同右）	同右
変更（旧）	荒川	荒川	右岸　板橋区新河岸三丁目二千四百四十三番の一地先の標柱一号から 右岸　熊谷市大字村岡字上出口四百九十四番の一地先の標柱二号までの堤防の土地の区域（同右）	大型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車で総重量二千キログラム以上のもの
変更（新）	荒川	荒川	右岸　板橋区新河岸三丁目二千四百四十三番の一地先の標柱一号から 右岸　熊谷市大字村岡字上出口四百九十四番の一地先の標柱二号までの堤防の土地の区域（同右）	同右